

# 国立研究開発法人産業技術総合研究所研究・運営戦略会議規程

制定 平成26年10月3日 26規程第57号

最終改正 平成31年4月25日 31規則第1号 一部改正

(趣旨)

**第1条** この規程は、国研究開発法人産業技術総合研究所組織規程（26規程第72号）第48条第2項の規定に基づき、研究・運営戦略会議（以下「会議」という。）の組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

**第2条** 会議は、国立研究開発法人産業技術総合研究所の次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 研究戦略の基本方針
- 二 イノベーション推進戦略の基本方針
- 三 研究戦略・イノベーション連携に関わる資源活用の基本方針
- 四 研究センターの設置
- 五 業務運営に関する重要事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、次条に規定する議長が必要と認める事項

2 会議は、前項の審議の結果を理事長又は理事会に報告するものとする。

(組織)

**第3条** 会議は、議長及び委員をもって組織する。

2 議長は副理事長とし、会務を総理する。

3 委員は、別表の委員欄に掲げる組織の区分に応じ、それぞれ同表の委員欄に掲げる者をもって充てる。

4 議長に事故があるとき又は議長が必要があると認めるときは、その指名する委員が、その職務を代理する。

(運営)

**第4条** 会議は、原則として毎週1回開催し、議長が招集する。ただし、議長が特に必要があると認めるときは、臨時に会議を開催することができる。

2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(非公開)

**第5条** 会議は、率直かつ自由な意見交換を確保するため、原則として非公開とする。

(事務)

**第6条** 会議の事務は、総合企画室及びイノベーション推進企画室が行う。

(雑則)

**第7条** この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は、議長が会議に諮って決定する。

附 則

この規程は、平成26年10月3日から施行する。

附 則（26規程第71号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（27規程第16号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（27規程第118号・一部改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（29規程第5号・一部改正）

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（30規程第29号・一部改正）

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

附 則（31規則第1号・一部改正）

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

別表

| 組織     |             | 委員                                      |
|--------|-------------|---|
| 研究推進組織 |             | 領域長                                     |
| 本部組織   | 評価部         | 評価部長                                    |
|        | 企画本部        | 企画本部長<br>企画本部副本部長                       |
|        | イノベーション推進本部 | イノベーション推進本部長<br>イノベーション推進本部副本部長         |
|        | 環境安全本部      | 環境安全本部長<br>環境安全本部副本部長                   |
|        | セキュリティ部     | セキュリティ部長                                |
|        | 総務本部        | 総務本部長<br>総務企画部長<br>人事部長<br>経理部長<br>法務部長 |